

平成31年度 健康づくりポイント事業が4月から始まります!!

健康寿命の延伸の実現を目指し、村民一人ひとりが目標を持つことにより健康づくりへの習慣と関心を高め、健康的な生活習慣の定着を推進することを目的としています。

◆健康づくりポイント事業とは？

健康づくりポイント事業は、18歳以上(高校生は除く。)の村民の方であれば、どなたでも参加できます。健康診断や人間ドック、健康相談、ウォーキング等健康づくりに取り組むことでポイントが貯まる仕組みです。



◆健康づくりポイント事業の対象活動にはどんなものがあるの？

健康づくりポイント事業の対象活動には、以下のものがあります。活動ごとにポイント数が決まっています。新たに追加される場合は、広報等でお知らせいたします。

	健康づくり事業(役場主催(共催)の事業)	ポイント数
1	特定健診・健康診査	500
2	人間ドック	800
3	各種がん検診 (1健診につき)	
4	健康教室・健康講座・健康相談 (役場主催の健康教室、健康講座・1分館1学(役場共催の場合)・いきいき健康説明会・いきいき健康相談・骨こつ健康クラブ・介護予防拠点事業・公民館事業(役場共催の場合)・にこにこ食のつどい)	200
5	献血	
6	栄養指導教室・栄養料理教室(役場主催または共催の場合)	
7	ウォークラリー	300

◆健康づくりポイント事業への参加方法

- ①健康福祉課保健衛生係で手続きする
・「山江村健康づくりポイント事業参加申込書」を記入
・健康づくりポイントカード(シール台紙)を発行します。(カードは一人1枚発行)
- ②健康づくり事業に参加時に、健康づくりポイントカードを自ら提示しポイントシールをもらう(事業の当日のみ発行)
※「人間ドック」「施設健診」のみ、受診後1か月以内に領収書を健康福祉課保健衛生係で提示してシールをもらって下さい。
- ③ポイントカードにシールを貼り、シールを貯める

◆ポイントが貯まったら

健康づくりポイントが1,000ポイント(1シール=100ポイント)以上貯まったら、健康福祉課保健衛生係までご持参ください。健康づくりポイント事業協力店で使える商品券に交換いたします
年度内のポイント交換上限は、3,000ポイント(3,000円分)までです。

問合せ 健康福祉課保健衛生係 ☎(24)1700